

基本施策 15 学校教育の情報化の推進

■施策の方向

学習指導要領（平成 29・30 年告示）において、「情報活用能力」（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力の一つとして初めて規定されました。

また、GIGAスクール構想による、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一體的な整備によって、これまでの学校教育の実践と ICT や先端技術を効果的に組み合わせた、新しい時代の学校教育を実現する必要があります。

児童生徒の「情報活用能力」の育成を図る手段として ICT を活用することは有効であるため、ICT を活用するために必要な学校のコンピュータや情報通信ネットワークなどの環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実が図れるよう教員の ICT 活用指導力の向上に努め、多様な子どもたちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びの実現を目指します。

■主な取組

(1) 教員の ICT 活用指導力の向上

- 各教科等の指導における ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育みます。
- 児童生徒の学習活動の質を高めるため、発達の段階に応じて、段階的に ICT を活用しつつ、対面指導と遠隔・オンライン教育（※1）を融合した授業づくりを推進します。
- 遠隔・オンライン教育を含め ICT を活用した効果的な指導ができるよう、教員向け研修の充実を図ります。



ICT 活用研修
(オンライン会議システム「Zoom」の使い方)

(2) 情報モラル教育の充実

- 各学校における児童生徒及び教職員を対象にしたインターネットの適切な利用に関する研修会の開催を支援します。
- 児童生徒、保護者及び教職員向けのリーフレット等の活用を通じて、ネットトラブルの未然防止に向けた啓発活動を推進します。
- 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、学校の教育活動全体で情報モラルに関する指導の充実が図られるよう、教員の指導力向上に努めます。



情報モラル指導資料
「ネットトラブル事例とその予防」

(3) I C T 環境の充実

- 児童生徒の学びを保障できるよう、ハード・ソフト・人材を一体とした I C T 環境の整備を推進します。
- I C T 等を活用した家庭学習、地域社会の専門機関等と連携した遠隔・オンライン教育等が実施できる環境を整えます。
- 感染症や自然災害等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合においても、I C T を活用した学びの保障に努めます。
- 県立学校の教職員に対して、日常的な I C T 活用をサポートする I C T 支援員を配置します。



I C T を活用した授業

■ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
I C T 活用指導力チェックリストの「授業に I C T を活用して指導する能力」に関する設問において、「できる」もしくは「ややできる」と回答した教員の割合 〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省）〕	72.0%	100% (2022 年度までに 90% 以上)

(※1) 遠隔・オンライン教育 遠隔システムを用いて、同時双方向で学校同士をつないだ合同授業の実施や、専門家等の活用などを行う教育。また、授業の一部や家庭学習等において学びをより効果的にする動画等の素材を活用した教育。

基本施策 16 教員の資質・能力の向上

■ 施策の方向

学校が取り組むべき今日的な課題は、年々高度化・複雑化しており、状況に応じた組織的な対応が求められています。一方で、教員の大量退職時代を迎える、学校で指導的立場を担うベテラン教員の退職、採用者数の増加に伴い、ミドルリーダーの育成や若手教員の資質・能力の向上が、総合的かつ組織的に取り組むべき喫緊の課題となっています。

そのため、教員の養成・採用・研修に一体的に取り組むことにより、教員一人一人の自覚、使命感の高揚と資質・能力の向上に努めていきます。

■ 主な取組

(1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進

- 教員を養成する大学や教育関係機関等と連携し、「とちぎの求める教師像」の実現を目指して、養成・採用・研修の一体的な取組を推進します。
- 教職 5 年以内の教諭や講師、教員を目指している学生を対象にした「とちぎの教育未来塾」を実施し、教員としての基礎的な事柄の理解を図るとともに、教職に対する情熱や使命感を培います。
- 関東・東北圏の大学生を対象に教員採用試験の説明会を実施するなど、大学との連携を更に強化し、教員を目指す優秀な人材の確保に努めます。
- 教員の採用に当たっては、人物重視の観点から、面接内容の更なる改善・充実に努めるとともに、今日的なニーズを踏まえ、特別選考の改善を図るなど、本県独自の採用についてより一層の工夫改善に取り組みます。
- 大学院派遣や内地留学生派遣を通して、各地区・学校における指導的立場として活躍する教員や各教科・領域における専門性の高い教員の育成に努めます。

とちぎの求める教師像

～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～
 人間性豊かで信頼される教師
 幅広い視野と確かな指導力をもった教師
 教育的愛情と使命感をもった教師

(2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実

- 「栃木県教員育成指標（※1）」に基づき、教職経験年数に応じた研修の更なる充実を図り、教員の実践的指導力やマネジメント力の向上に努めます。
- 栃木県教員育成協議会（※2）の議論等を踏まえながら、「栃木県教員研修計画（※3）」を毎年度見直し、常に研修の改善・充実に努めます。
- 教員が教職生活全体を見通して学び続けることができるよう、教科指導や教育相談、特別支援教育に関する専門的知識・技術等、キャリアステージに応じて求められる専門性を高めるための研修の充実に努めます。
- 授業研究、危機管理、ＩＣＴ活用等、学校のニーズに対応した校内研修の支援を行い、教員の指導力、学校の組織力の向上に努めます。
- 本県の実情を踏まえて、当面する教育課題を的確に捉え、学校の指導に役立つ調査研究を行い、その成果を研修等で活用し、教員の資質・能力の向上に努めます。

○ 栃木県教員育成指標

ステージIV（おおむね20年目～） 教職生活を通して培った経験のもとリーダーシップを発揮し、学校の教育目標の達成を目指して積極的に学校経営を支え続けている。
ステージIII（おおむね11年目～19年目） 学校の課題解決を目指し、組織を活性化させたり企画力・実践力を発揮したりするなど、ミドルリーダーとして学校運営に積極的に参画している。
ステージII（おおむね6年目～10年目） 専門的な知識・技能や、新たな教育課題に対応する実践的指導力を身に付けるとともに、同僚と協働しながら職務を遂行している。
ステージI（おおむね1年目～5年目） 教育活動に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。
採用時の姿 教員としての基礎・基本を理解するとともに、教職生活全体を通して自律的に学び続けようとする強い意志をもっている。

（「教諭の指標」のうち「全体指標」のみ抜粋）



栃木県教員育成指標の掲載場所
 （栃木県総合教育センターＷｅｂサイト「教職員研修」のページ）

■ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
県総合教育センターが実施した研修について「自身のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合〔受講者振り返りシート〕	79.2% （※4）	毎年度80%を上回る

（※1） 栃木県教員育成指標、（※2） 栃木県教員育成協議会、（※3） 栃木県教員研修計画 平成28(2016)年に教育公務員特例法の一部が改正され、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定、指標を踏まえた研修計画の策定及び指標の策定、校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会の設置が義務付けられた。本県においては、平成29(2017)年4月に栃木県教員育成協議会を設置し、そこでの協議を踏まえて、平成30(2018)年3月に栃木県教員育成指標及び栃木県教員研修計画を策定した。

（※4） 県総合教育センターが実施した研修について「今後の職務に生かせる」「自身の資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合。

基本施策 17 学校運営体制の充実

■ 施策の方向

現在、社会が急速に変化する中で、学校を取り巻く課題は、より複雑化・困難化しています。また、子どもたちが予測困難な未来を主体的に生き、社会の形成に参画する上で必要となる資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められており、新たに指導すべき内容、取り組むべき課題等も生まれています。

教員が心身の健康を保ちながら、様々な課題に的確に対応しつつ、子どもたちに将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせていくためには、限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を十分に確保する必要があります。

そこで、教員が本来担うべき業務に専念できるよう、学校における働き方改革を推進するとともに、きめ細かな指導を可能とする指導体制の充実を図ります。

さらに、教職員の保健管理の充実に努め、全ての教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、教育の質を高めていけるよう支援していきます。

■ 主な取組

(1) 学校の指導体制の充実

- 義務教育全学年における 35 人以下学級を推進する「いきいきプロジェクト（※1）」及び非常勤講師配置による少人数指導の環境づくりを推進する「スマイルプロジェクト（※2）」の成果と課題を踏まえ、引き続き、きめ細かな指導ができる体制の充実に努めます。
- 教育委員会、学校と関係機関等との円滑な連携に向け、情報共有体制の構築に努めるとともに、互いに協働して取り組む活動を推進します。

(2) 学校における働き方改革の推進

- 教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、「学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を一層推進し、市町教育委員会等と連携して、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校運営体制の整備や意識改革に取り組みます。
- 時間外労働時間の上限を遵守するため、抜本的な業務削減や業務の簡素化・効率化に取り組み、時間外労働の削減を図ります。
- 勤務管理システムの導入により、勤務時間を客観的に把握し、時間外労働を含む勤務時間管理に取り組みます。
- 時間外労働の削減のために、調査・会議・研修・部活動等の見直し、ＩＣＴの特性を活用した業務改善の推進、外部人材の適材適所の活用等に取り組みます。

- 統合型校務支援システムの導入により、校務の情報化、業務の効率化を進め、教員の業務負担の軽減や業務の質的転換を図り、教員が子どもと向き合う時間の確保に取り組みます。
- 長時間勤務等に伴う疲労蓄積による健康障害を防止するため、産業医等による面接指導等を実施します。



栃木県教育委員会We b サイト
「学校における働き方改革の推進について」

(3) 教職員の保健管理の充実

- 教職員が心身共に健康な状態で子どもたちの教育に従事できるよう、健康診断の実施、要精検と判定された者への精検受診の勧奨、健康の保持増進のための啓発等を行うとともに、メンタルヘルス講座やストレスチェック事業等を実施し、きめ細かなメンタルヘルス対策に取り組みます。

■推進指標

推進指標	基準値（2020）	目標値（2025）
少人数学級及び少人数指導の成果として、きめ細かな指導につながった旨の回答をした小・中・義務教育学校の割合〔少人数学級実施状況調査、少人数指導の実態に関する調査〕	少人数学級 (2019) 94.9% 少人数指導 97.7%	毎年度 95%を上回る
「業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した」と回答した公立学校教員の割合〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕	(2019) 24.3%	50%以上
公立学校教員の1か月当たりの時間外勤務時間 (在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた各月の合計時間の平均) 〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕	(2019) 49.5 時間	45 時間以下

(※1) いきいきプロジェクト 学級規模を小さくすることで、積極的な児童・生徒指導や個に応じた学習指導等、よりきめ細かな指導ができる環境の実現を目指す取組。

(※2) スマイルプロジェクト 指導困難な状況にある学級・学校に非常勤講師を配置し、全ての子どもたちが安心して学べる環境の実現を目指す取組。

基本施策 18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

■ 施策の方向

次代を担う子どもたちには、変化の激しい時代に対応するため、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら課題を解決する力が求められています。このような力は学校だけで育まれるものではなく、家庭における教育はもちろんのこと、地域の多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれていきます。

社会全体で子どもたちを育てる取組は、大人の学びや地域の活性化にもつながることから、今後は、学校と地域が連携・協働するための体制整備を支援するとともに、子どもの生きる力を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指す「ふれあい学習（※1）」の取組の充実を図ります。

■ 主な取組

(1) 「ふれあい学習」の推進

- 「ふれあい学習」の現状の把握や評価を基に、全県的な推進方策を企画し、各市町や公民館、関係団体等へ情報・資料提供等を行い、取組の充実を図ります。
- 幅広い地域住民や企業・団体等のネットワークづくりを支援し、各地域で実施される「ふれあい学習」の取組に、より多くの人々の参画を促します。
- 子どもとの関わりの中で、ともに大人も学び合い育ち合う活動の充実に向けて、地域の様々な教育活動に携わる関係者の資質の向上を図るための研修を充実させます。

(2) 学校と地域の連携・協働の推進

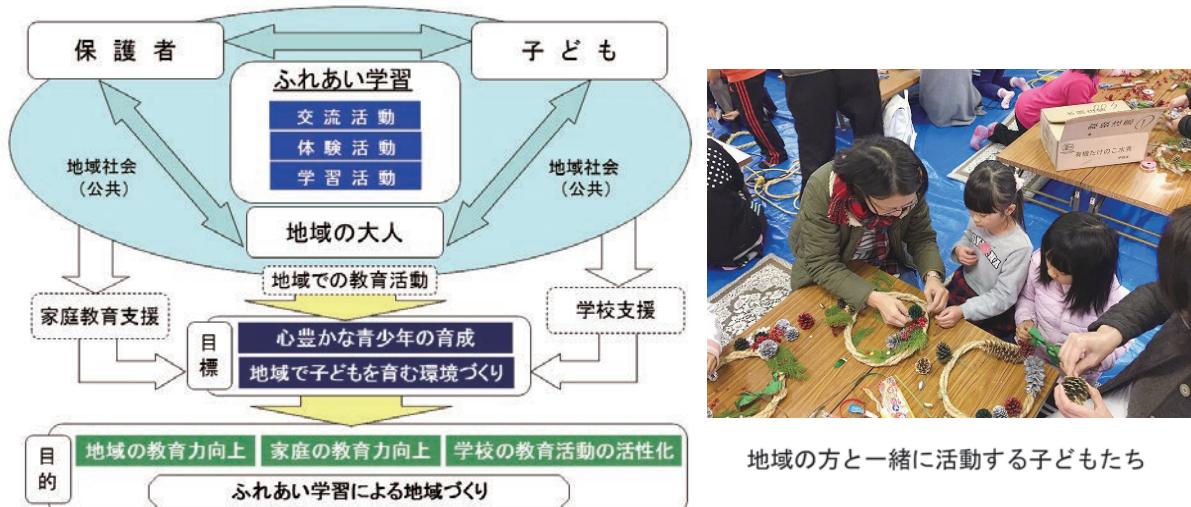
- 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、「地域とともにある学校（※2）」づくり及び、地域学校協働本部（※3）等の学校を支える地域の組織体制整備を支援します。
- 学校と地域の総合的な調整を担う地域コーディネーターや地域学校協働活動推進員（※4）の養成に努めるとともに、活動の充実につながる情報提供等の支援を行います。
- 学校と地域が連携・協働した活動を効果的・効率的に推進するため、地域連携教員をはじめ、教員を対象とした研修及び情報の提供を行います。

(3) 家庭教育への支援

- 家庭教育支援プログラム等を活用した家庭教育に関する学習の機会を市町と連携して提供するため、家庭教育支援プログラム指導者研修を実施し、指導者の養成を図ります。
- 家庭教育を支援するための学習活動や相談活動を行う家庭教育オピニオンリーダーを養成し、子育て中の保護者に対する支援を行います。

- とちぎの高校生「じぶん未来学」など、高等学校段階において、生徒が親の役割や家族・家庭における豊かな人間関係の在り方等を主体的に学ぶ機会の充実を図ります。
- 子育てや家庭教育に悩みや不安を持つ保護者や、いじめなどの問題を抱えている子どもが、いつでも相談できる体制を整えます。
- 幼児期の子どもをもつ保護者への支援に向けて、各園が、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ積極的に子育ての支援事業を実施できるよう、教職員対象の研修の充実を図るとともに、保護者対象に講演会や広報誌で幼児教育に関する情報を提供します。

【ふれあい学習の概念図】



■推進指標

推進指標	基準値（2020）	目標値（2025）
小・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率(※5) [コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(文部科学省)]	65.0%	80%を上回る

- (※1) **ふれあい学習** 学校、家庭、地域社会が連携・協力し、子どもの「生きる力」を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指して行う、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動。平成13(2001)年度から推進している。
- (※2) **地域とともににある学校** 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む学校。「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（2015中央教育審議会）において推進の必要性が示された。「地域とともにある学校」づくりを進める有効な仕組みとして、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置がある。
- (※3) **地域学校協働本部** 多くの地域住民、団体等が参画し、それぞれがつながりを持ちながら、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動を行う体制。
- (※4) **地域学校協働活動推進員** 社会教育法第9条の7に基づき、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う者。
- (※5) **地域学校協働本部カバー率** 地域学校協働本部を設置している学校の割合。一つの本部が複数の学校を包含している場合がある。

基本施策 19 魅力ある県立高校づくりの推進

■ 施策の方向

社会が急速に変化を続け、将来の予測が困難な時代において、高等学校においては、主体的に社会に参画し、多様な人々と協働しながら、幅広い視野と柔軟な発想で新たな価値を創造し、持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが求められています。

各学校では、地域における自校の役割を踏まえ、育成すべき生徒の姿や資質・能力を明確にし、その実現のため、地域との協働の下、社会に開かれた教育課程や探究的な学習活動、特別活動等を創意工夫し、特色ある教育活動を進めます。

また、引き続き、国の教育改革の動向や社会のニーズを見極めながら、新たな教育システムや国、県の支援事業の導入等により、今後とも時代や社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めます。

■ 主な取組

- 各学校では、どのような生徒を育成し、どのような資質・能力を身に付けさせるのかという目標を明確にし、その目標の実現に努めます。
- 学校内外の教育資源を積極的に活用するなどして、地域の特性を生かした教育課程を編成し、地域との連携・協働を進めるとともに、地域課題解決学習など探究的な学びや学校行事の創意工夫、部活動の活性化等により、各学校の特色づくりをより一層推進します。
- コミュニティ・スクール（※1）の導入により、地域との連携・協働を深め、学校運営を充実させるとともに、地域を支える人材を育成し、地域の期待に応える学校づくりを進めます。
- 「学力向上に向けた指導体制モデル事業」など、本県の教育力向上のための事業を積極的に展開し、生徒一人一人の資質・能力の伸長に努め、魅力ある学校づくりを推進します。
- 生徒の多様な学習ニーズに対応する単位制の導入や、小規模化した学校の統合による活力の向上など、平成30(2018)年度から5年間を計画期間とする第二期県立高等学校再編計画（※2）を着実に推進し、引き続き、魅力と活力ある学校づくりに努めます。



「ゆずも学」（茂木高等学校）

(※1) コミュニティ・スクール 教育委員会の指定により「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校運営や学校の課題に対して広く保護者や地域住民が参画できる。

(※2) 第二期県立高等学校再編計画 平成30(2018)年度から5年間の県立高校再編の基本的な考え方や具体的な実行計画を示した計画。平成29(2017)年11月策定。

基本施策 20 学校施設・設備の整備

■ 施策の方向

県立学校における校舎・体育館等の施設や職業系高校の実験実習用機器等の産業教育設備については、児童生徒等の安全・安心な学習環境を確保するため、計画的な改修や更新等を行っていきます。

公立小・中・義務教育学校の施設についても、児童生徒の安全・安心な学習環境を確保するため、市町に対して積極的な取組を働きかけ、施設の整備を促進していきます。

■ 主な取組

(1) 県立学校施設・設備の整備

- 県立学校施設の整備については、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき、中長期的な観点から計画的・予防的な改修工事を実施するとともに、学校の実情に即した施設の改修等を行っていきます。
- 職業系高校の実情に即し、計画的に実験実習用機器等の整備を進めます。



「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき改修を実施した校舎

(2) 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進

- 公立小・中・義務教育学校施設の整備については、従来の改築・改修等に加え、より効果的かつ効率的な長寿命化による改修を促進します。